

議第70号

高山市過疎地域持続的発展計画について

次のとおり高山市過疎地域持続的発展計画を定めたいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定により議決を求める。

令和3年9月1日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い定めようとする。

高山市過疎地域持続的発展計画

【計画期間 令和3年度～令和7年度】

岐阜県高山市

目 次

1. 基本的な事項

(1) 高山市の概況	1
(2) 人口及び産業の推移と動向	3
(3) 行財政の状況	6
(4) 地域の持続的発展の基本方針	8
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	9
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	9
(7) 計画期間	9
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	9

2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点	10
(2) その対策	11
(3) 計画（事業計画）	12
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	12

3. 産業の振興

(1) 現況と問題点	13
(2) その対策	15
(3) 計画（事業計画）	19
(4) 産業振興促進事項	21
① 産業振興促進区域及び振興すべき業種	
② 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容	
(5) 公共施設等総合管理計画との整合	21

4. 地域における情報化

(1) 現況と問題点	22
(2) その対策	22
(3) 計画（事業計画）	22
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	22

5. 交通施設の整備、交通手段の確保	
(1) 現況と問題点	23
(2) その対策	23
(3) 計画（事業計画）	24
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	24
6. 生活環境の整備	
(1) 現況と問題点	25
(2) その対策	26
(3) 計画（事業計画）	27
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	28
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上・増進	
(1) 現況と問題点	29
(2) その対策	30
(3) 計画（事業計画）	31
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	33
8. 医療の確保	
(1) 現況と問題点	34
(2) その対策	34
(3) 計画（事業計画）	34
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	35
9. 教育の振興	
(1) 現況と問題点	36
(2) その対策	36
(3) 計画（事業計画）	37
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	38
10. 集落の整備	
(1) 現況と問題点	39
(2) その対策	39
(3) 計画（事業計画）	40
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	40

11. 地域文化の振興等	
(1) 現況と問題点	41
(2) その対策	41
(3) 計画（事業計画）	42
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	42
12. 再生可能エネルギーの利用の推進	
(1) 現況と問題点	43
(2) その対策	43
(3) 計画（事業計画）	43
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	43
13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項	
(1) 現況と問題点	44
(2) その対策	44
(3) 計画（事業計画）	45
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	46

1. 基本的な事項

(1) 高山市の概況

① 位置

本市は、岐阜県の北部、飛騨地方の中央に位置し、周囲を飛騨市、下呂市、郡上市、大野郡白川村、長野県、富山県、福井県及び石川県に囲まれている。

本庁所在地は、東経137度16分、北緯36度09分、海拔573mに位置している。

② 地理・地形

本市は、東西に約81km、南北に約55kmあり、面積は2,177.61km²の日本一広い市である。面積の約92.1%は森林で占められ、山や川、溪谷、峠などで地理的に分断され、標高差も2,000mを超えるなど、地形的に大きな変化に富んでいる。

北東部には槍ヶ岳、乗鞍岳、穂高連峰などの飛騨山脈（北アルプス）を擁し、中央部には宮川が南から北へ流れ、南部には飛騨川が北から南へ流れ、南西部には庄川が南から北へ流れている。

標高の最高は奥穂高岳の3,190m、最低は上宝町吉野の436mである。

③ 気候

本市の気候は、海拔高度の高い所が多いため、東北地方北部や北海道南部と似て夏は涼しく、冬は雪が多く厳しい寒さとなる。全体的には内陸気候であり、特に高山地域は盆地のため内陸性が顕著にあらわれる。飛騨山脈をはじめ標高の高い山岳地域の気候は、山岳気候となる。

平年の年平均気温は11.4℃、8月の最高気温の平均は31.0℃、2月の最低気温の平均は-4.9℃である。過去の最高気温の極値は令和元年8月13日の37.7℃、同じく最低気温の極値は昭和14年2月11日の-25.5℃となっている。平年の観測日数は、最高気温25℃以上の夏日は110.5日、最低気温0℃未満の冬日は112.5日で、最高気温0℃未満の真冬日は7.7日におよぶ。なお、最低気温25℃以上の日数は0.0日である。

風速は年平均1.7m/sで、一年を通じて風の弱い地域である。降水量は年1,776.5mmと、飛騨地方の中では比較的少ないところとなっている。平年の年最深積雪は55cmであるが、積雪の最深は128cm（昭和56年1月8日）である。

④ 沿革

本市は、昭和11年に市制を施行し、昭和18年に上枝村、昭和30年に大八賀村、平成17年2月1日に周辺9町村（丹生川村、清見村、庄川村、宮村、久々野町、朝日村、高根村、国府町及び上宝村）と合併し、現在の市域となっている。

⑤ 過疎地域の状況

過疎地域とは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）において、「人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域」と規定されており、人口減少率や高齢者人口比率などの要件に該当する地域が国の指定を受けている。

本市では、旧清見村、旧庄川村、旧久々野町、旧朝日村、旧高根村及び旧上宝村の各区域が合併前から現在に至るまで過疎地域に指定されており、過疎地域となるこれらの区域を含み、本市は一部過疎地域に指定されている。なお、本市における過疎地域の面積は、市全体の4分

の3を占めている。

過疎地域共通の特徴として、①人口そのものの減少、②少子高齢化の進展、③若年層の流出、④将来の維持が危惧される集落の発生などが挙げられ、担い手不足による農林業や建設業、商工業をはじめとした産業の低迷やそれに伴う雇用の場の減少、住民生活の基盤となる公共施設の老朽化、地域医療の確保、生活交通の維持など、依然として多くの課題を抱えている。

⑥ 本計画の対象地域

本計画では、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、過疎地域の指定を受けている清見地域、荘川地域、久々野地域、朝日地域、高根地域及び上宝・奥飛騨温泉郷地域の6地域を対象とする。

(2) 人口及び産業の推移と動向

本市の人口は、国勢調査の推移では、昭和60年までほぼ一定の伸びが見られたが、その後横ばい状態となった後、平成17年以降、減少が続いている。

本市の国勢調査毎の人口増減をみると、昭和50年が91,573人、平成2年では95,858人で、昭和50年と比較すると4,285人の増、平成17年では96,231人で、平成2年と比較すると373人の増、平成27年では89,182人で、平成17年と比較すると7,049人の減となっている。

また、合併時の総数に占める高齢者比率は23.9%であったが、令和7年度には、34.5%に達するものと見込まれている。とりわけ過疎地域においては、年々人口減少が続くとともに、少子高齢化が著しい状況である。(P4参照)

一方、本市の産業は、全国有数の観光地であることから、ホテル・旅館等宿泊施設をはじめ、観光関連産業等の第3次産業が中心となっている。

産業別就労人口割合の動向は、第1・2次産業が減少傾向であり、第3次産業が増加傾向となっている。(P5参照)

過疎地域においては、市全体よりも第1次産業の割合が高く、高冷地野菜の栽培や飛騨牛等家畜の飼育が行われている。しかしながら、比較的小規模な農家が多く、従事者の高齢化も進んでいることから、就業者の減少が進み、耕作放棄地の増加も危惧されている。

表 1 - 1 (1)人口の推移 (国勢調査)

(単位：人)

区 分	昭和 35 年	昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	92,294	91,573	-0.8%	95,858	4.7%	96,231	0.4%	89,182	-7.3%
0～14 歳	27,537	22,177	-19.5%	17,526	-21.0%	14,189	-19.0%	11,972	-15.6%
15～64 歳	58,373	59,658	2.2%	63,782	6.9%	59,050	-7.4%	49,548	-16.1%
うち 15～29 歳(a)	22,088	18,824	-14.8%	17,317	-8.0%	14,303	-17.4%	10,544	-26.3%
65 歳以上(b)	6,384	9,738	52.5%	14,550	49.4%	22,982	58.0%	27,550	19.9%
(a)/総数 若年者比率	23.9%	20.6%	-	18.1%	-	14.9%	-	11.8%	-
(b)/総数 高齢者比率	6.9%	10.6%	-	15.2%	-	23.9%	-	30.9%	-

うち「過疎地域」分

(単位：人)

区 分	昭和 35 年	昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	26,651	17,406	-34.7%	15,604	-10.4%	14,442	-7.4%	12,374	-14.3%
0～14 歳	8,427	4,024	-52.2%	2,629	-34.7%	1,966	-25.2%	1,429	-27.3%
15～64 歳	16,460	11,249	-31.7%	10,013	-11.0%	8,213	-18.0%	6,393	-22.2%
うち 15～29 歳(a)	6,299	2,954	-53.1%	2,279	-22.9%	1,810	-20.6%	1,224	-32.4%
65 歳以上(b)	1,764	2,133	20.9%	2,962	38.9%	4,263	43.9%	4,552	6.8%
(a)/総数 若年者比率	23.6%	17.0%	-	14.6%	-	12.5%	-	9.9%	-
(b)/総数 高齢者比率	6.6%	12.3%	-	19.0%	-	29.5%	-	36.8%	-

表 1 - 1 (2)人口の見通し (高山市人口ビジョン)

(単位：人)

区 分		令和 2 年 (2020)		令和 7 年 (2025)	
		推計値	構成比	推計値	構成比
総 数		85,332	-	81,090	-
参 考	若年者人口 (0～14 歳)	10,745	12.6%	9,577	11.8%
	生産年齢人口 (15～64 歳)	46,246	54.2%	43,545	53.7%
	高齢者人口 (65 歳～)	28,341	33.2%	27,968	34.5%

表 1 - 1 (3)産業別就労人口割合の動向 (国勢調査)

(単位：人)

区 分	昭和 35 年	昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	47,343	48,536	2.5%	52,748	8.7%	52,494	-0.5%	48,853	-6.9%
第 1 次産業 就労人口比率	46.2%	22.1%	-	13.1%	-	10.9%	-	10.8%	-
第 2 次産業 就労人口比率	22.5%	30.4%	-	30.6%	-	24.8%	-	23.0%	-
第 3 次産業 就労人口比率	31.3%	47.5%	-	56.3%	-	64.3%	-	66.2%	-

うち「過疎地域」分

(単位：人)

区 分	昭和 35 年	昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	14,961	9,970	-33.4%	9,226	-7.5%	8,091	-12.3%	7,071	-12.6%
第 1 次産業 就労人口比率	62.5%	39.2%	-	22.0%	-	17.4%	-	17.0%	-
第 2 次産業 就労人口比率	20.0%	26.6%	-	31.4%	-	21.8%	-	22.4%	-
第 3 次産業 就労人口比率	17.5%	34.2%	-	46.6%	-	60.8%	-	60.6%	-

(3) 行財政の状況

本市の財政の健全性を判断する財政健全化判断比率は、事業評価を踏まえた各種事業の見直しや一般行政経費の節減、地方債残高の縮減などの取り組みにより、早期健全化が必要とされる基準を下回っている状況にある。

今後も、社会情勢や経済動向の実態把握と分析などによる明確で効率的な政策形成、機能的な組織体制の構築と市職員の資質や行政能力の向上、国、県、他自治体、企業、大学などとの連携強化を図り、まちづくりの基本である高山市第八次総合計画に基づき、効率的かつ効果的な行政運営を推進することとしている。

また、歳入の安定的な確保と歳出の適正化による健全な財政基盤の構築を図るとともに、財政の透明性の確保と長期の財政収支の見通しなどにより、持続可能な財政運営を推進することとしている。

表 1 - 2 (1) 財政の状況

(単位：千円、%)

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	平成 31 年度
歳入総額 A	55,060,339	52,242,792	50,217,196
一般財源	42,261,849	37,011,978	34,037,705
国庫支出金	6,760,945	6,630,647	5,194,813
県支出金	2,325,334	3,178,767	3,872,179
地方債	3,321,400	2,380,400	2,037,500
うち過疎債	0	0	206,800
その他	390,811	3,041,000	5,074,999
歳出総額 B	50,379,059	48,244,590	48,081,484
義務的経費	20,218,740	20,127,738	18,871,956
投資的経費	8,984,303	8,892,418	7,958,472
うち普通建設事業	8,966,557	7,196,666	6,243,729
その他	21,176,016	19,224,434	21,251,056
過疎対策事業費	1,418,761	1,035,628	1,453,538
歳入歳出差引額 C(A-B)	4,681,280	3,998,202	2,135,712
翌年度へ繰越すべき財源 D	1,393,260	941,982	1,069,342
実質収支 C-D	3,288,020	3,056,220	1,066,370
財政力指数	0.54	0.52	0.53
公債費負担比率	15.8	15.2	12.0
実質公債費比率	10.7	8.7	7.6
起債制限比率	-	-	-
経常収支比率	73.4	77.6	84.6
将来負担比率	-	-	-
地方債現在高	48,286,228	32,272,433	22,350,803

表 1 - 2 (2)主要公共施設等の状況 (市全域)

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	平成 31 年度末
市道					
改良率 (%)	17.2	36.7	46.0	51.0	53.3
舗装率 (%)	20.8	50.3	64.3	72.8	74.1
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	49.1	38.1	43.6	64.1	59.0
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	3.6	5.3	5.9	5.0	5.0
水道普及率 (%)	83.8	88.1	96.4	99.7	99.8
水洗化率 (%)	0.0	7.8	28.5	93.0	96.0
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	8.9	8.7	10.6	13.0	13.5

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本計画は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成を図り、持続可能な地域の形成、地域資源を活用した地域活力の更なる向上等の過疎地域における持続的発展に資するため、過疎地域における総合的かつ計画的な対策を推進することを目的とする。

なお、過疎地域における対策の推進にあたっては、高山市第八次総合計画に掲げる三つのまちづくりの方向性である、

- ・多様な働き方と優れた産品、サービスで財を稼ぐ
- ・心身の健康と文化、教育で心豊かな暮らしを実現する
- ・人と人がつながり、安全で美しさと便利さが共存する持続可能なまちをつくる

に加え、清見地域、荘川地域、久々野地域、朝日地域、高根地域及び上宝・奥飛騨温泉郷地域における地域のまちづくりの方向性に基づき、各種事業を実施することとする。

また、市民が自信と誇りを持って、社会の一員としての役割を果たし、一人ひとりの行動が、国際社会全体で取り組む持続可能な開発目標SDGs（エス・ディー・ジーズ）への貢献につながるよう、市民とともに取り組む。

○SDGs 一覧



(5) 地域の持続的発展のための基本目標

高山市第八次総合計画に掲げる指標に基づき、人口及び合計特殊出生率の目標値を設定する。
(基本目標)

指標	指標の説明	現状値		目標値	
人口 (市全体)	10月1日現在における市内 に居住する人口	平成27年 (2015年)	89,182人	令和7年 (2025年)	82,000人
人口 (過疎地域)		平成27年 (2015年)	12,374人	令和7年 (2025年)	11,000人
合計特殊出生率 (市全体)	15歳から49歳までの女性 の年齢別出生率の合計	平成29年 (2017年)	1.75	令和7年 (2025年)	1.83

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況については、毎年度実施する事業評価や市民アンケート等の結果に基づき評価を行い、ホームページ等で公表する。

(7) 計画期間

計画期間については、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5か年とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の配置や管理・運営については、高山市公共施設等総合管理計画に掲げる公共施設の総合的かつ計画的な管理・運営に関する基本的な方針との整合を図りながら適切に実施する。

2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成



※左のアイコンは、SDGs（国連サミットで採択された国際社会全体の17の開発目標）のうち、本項目に関連のあるものを示している。（以下、同じ。17の開発目標の一覧は8ページを参照）

(1) 現況と問題点

① 移住・定住

- ・本市への移住者は、高山地域及びその周辺に集中しており、過疎地域への移住者は依然として少ない状況にある。
- ・本市では、高等学校卒業後に市外へ転出する若者が多い状況にある。また、地域への愛着は低下しており、将来地元に戻ってきたいと考える若者の割合は減少傾向にある。
- ・社会情勢の変化や多様化する移住者のニーズを的確にとらえ、都市部などからの移住を促進して地域の活性化を図ることが求められている。
- ・ICTを活用した移住・定住に関する情報発信を積極的に展開するなど、東京圏をはじめとした都市圏からの移住者、移住希望者へのPR強化が求められている。
- ・若者が市内企業を就労先として選択する環境の整備が求められている。
- ・将来的なUターンの促進に向けて学生（高山在住）時の郷土教育など愛着の醸成につながる機会の提供が求められている。
- ・現在、ふるさと納税や飛騨高山「めでたの会」の活動などを通じて、本市との関わりを持つ人が増加傾向にある。
- ・今後は本市を応援しやすい環境づくりをすすめるとともに、まちづくりに協働して取り組むなど、新たな関係性の構築が求められている。

② 地域間交流

- ・本市は国内外の様々な都市と連携し多様な交流を行っており、国内外の都市との教育、文化、芸術、産業などの様々な交流をさらに推進し、地域の活性化を図ることが求められている。
- ・本市を訪れる人が安心して滞在し、交流できる環境づくりが求められている。

③ 人材育成

- ・市民と在住外国人が互いの文化や価値観に対する理解を深めながら共存できるよう、多文化共生意識の醸成を図るための取り組みが求められている。
- ・他都市との交流の推進などによる様々な分野の活性化や異文化への理解を通じた広い視野を持った人材の育成が求められている。

(2) その対策

① 移住・定住

ア 過疎地域全体の対策

○地元就労・移住促進

- ・ U I J ターンの促進や首都圏に加え中部圏や関西圏からの移住者の増加に向けた取り組み、農地利用規制等の緩和、空家の活用、二地域居住の実態把握などにより、移住の促進を図る。
- ・ 高等学校卒業後、市内事業所に就職する若者へのキャリアアップ支援制度の創設などにより、若者などの就労先として市内企業が選択されるしくみづくりをすすめる。

○飛騨高山ブランドの発信

- ・ 飛騨高山ファンなどの関係人口の拡大を図る。

イ 過疎地域毎の対策

○荘川地域

- ・ 企業や大学などとの連携や自然豊かな地域の魅力の情報発信などにより、交流と移住の推進を図る。

○朝日地域

- ・ 飛騨高山ふるさと体験施設の活用などによる移住の推進を図る。

② 地域間交流

ア 過疎地域全体の対策

○であい、ふれあえる場の創出

- ・ 他都市との教育、文化、芸術、産業など様々な分野における交流の推進を図る。

○多文化共生の推進

- ・ 海外の都市との教育、文化、芸術、産業など様々な分野における交流の推進を図る。
- ・ 外国人相談窓口の設置などにより、外国人が生活しやすい環境の整備をすすめる。

イ 過疎地域毎の対策

○清見地域

- ・ おっぱら自然体験センターなど自然や農業を体験できる施設などを活用した観光・交流の振興を図る。
- ・ 2つの道の駅での地場製品の販売や情報発信機能の強化、体験機能の充実などにより、都市部との交流の推進を図る。

○久々野地域

- ・ 船山などの自然資源の活用や久々野地域をフィールドとした大学研究活動の誘致などにより、新たな地域資源の発掘や都市部との交流の推進を図る。

○朝日地域

- ・ オリンピック・パラリンピックをはじめとした国際大会や全国大会などを目指すアスリートの合宿誘致やアスリートと住民の交流などにより、飛騨御嶽高原高地トレーニングエリアの更なる有効活用を図る。
- ・ 飛騨御嶽高原高地トレーニングエリアにおける施設整備などによる機能強化を図る。
- ・ 道の駅を中心とした多様なイベント開催などによる交流の推進を図る。

○高根地域

- ・オリンピック・パラリンピックをはじめとした国際大会や全国大会などを目指すアスリートの合宿誘致やアスリートと住民の交流などにより、飛騨御嶽高原高地トレーニングエリアの更なる有効活用を図る。
- ・飛騨御嶽高原高地トレーニングエリアにおける施設整備などによる機能強化を図る。
- ・高根地域の魅力に惹かれ応援する関係人口の増加を図り、都市部などとの更なる交流の推進を図る。

③ 人材育成

ア 過疎地域全体の対策

○多文化共生の推進

- ・多様な文化や異なった価値観への理解を深めるとともに、個性や特性を尊重し合える市民意識の醸成を図る。
- ・平和に対する学習機会の創出や市民の自主的な平和の取り組みの促進などにより、平和に対する市民意識の醸成を図る。

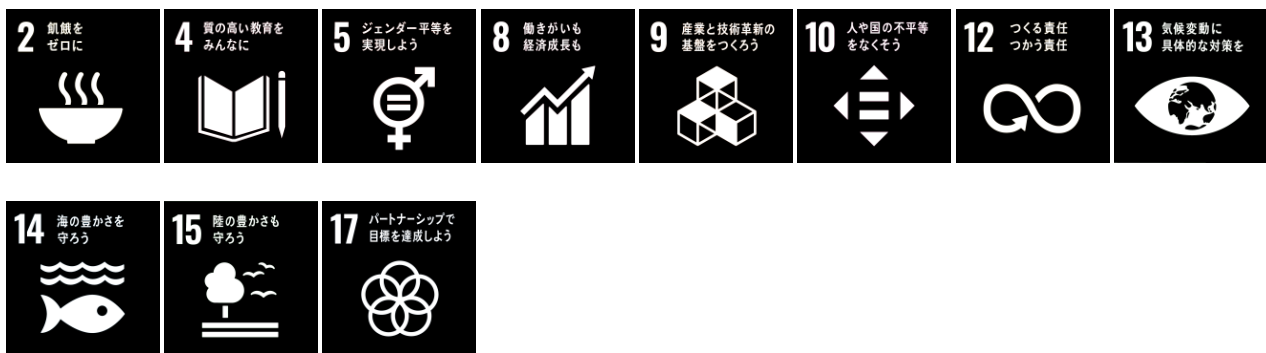
(3) 計画（事業計画）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1)移住・定住	・移住交流促進事業	高山市	
	(2)地域間交流	・農業体験施設等管理事業 ・道の駅等管理事業【再掲】		
	(4)過疎地域持続的発展特別事業 ・移住・定住	・若者定住促進事業 ・高校生地元就労支援事業 ・空家等対策事業【再掲】 ・飛騨高山応援事業		
	・地域間交流	・大学連携推進事業【再掲】 ・都市交流促進事業 ・農業振興地域整備計画推進事業【再掲】 ・国際交流事業 ・スポーツ推進事業【再掲】 ・高地トレーニング強化拠点施設活用事業【再掲】		
	・人材育成	・人権啓発事業 ・平和推進事業		

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

- ・公共施設等の配置や管理・運営については、高山市公共施設等総合管理計画に掲げる施設類型ごとの管理・運営に関する基本的な方針との整合を図りながら適切に実施する。

3. 産業の振興



(1) 現況と問題点

① 農林業

- ・本市の農業は、高冷地の冷涼な気象条件と肥よくな土壌を活かし、ホウレンソウやトマト、果樹等の主要品目に加え、ソバ、トウモロコシ、ネギ、カボチャなど個性豊かな農作物も各地域で生産されている。一方で、過疎地域においては、担い手不足などの課題が深刻化しており、農業経営の継続が困難になりつつある。
- ・生産年齢人口が減少し、労働力不足が深刻化していく中、経営の効率化・省力化を図り、農業者の生産性と競争力を高め、安定した農業経営を継続していくため、新技術・新生産方式の導入促進や農地の集約化が求められている。
- ・イノシシやサルなど野生鳥獣による農作物への被害や耕作放棄地の増加などが課題となっており、継続的な対策の実施が求められている。
- ・農道や用水路などの農業生産基盤の多くが老朽化している状況にあり、施設の長寿命化や計画的な維持修繕が求められている。
- ・本市における森林面積は約20万ha（うち過疎地域約16万ha）で、市域の約92%を占めており、木材をはじめとする林産物の供給のほか、地球温暖化の原因となる二酸化炭素を吸収するとともに、土壌の豊かな保水力による災害の防止や水源かん養等の多面的な機能を持つなど重要な役割を果たしている。一方で、管理不全となっている森林が多くあり、森林の適正管理が課題となっている。
- ・森林技術者は、建設業の参入により一時的に増加したものの、近年は減少傾向となっている。
- ・森林の持つ様々な機能を高める取り組み、豊富な森林資源の有効活用、林業を支える人材の確保などが求められている。
- ・本市の特産品である飛騨牛は、全国和牛能力共進会で最優秀枝肉賞を受賞するなど、極めて高く評価されており、増頭の取り組みを推進している。一方で、畜産農家の高齢化や後継者不足により、担い手の確保などが求められている。
- ・畜産業者が安心して経営できる生産地づくり、飛騨高山ブランドにふさわしい高品質な産地産品づくり、畜産業を支える人材の確保などが求められている。

② 商工業

- ・各産業を担う経営者や専門技術・経験を有する人材が高齢化しており、事業の継続やものづくりなどの技術の継承が課題となっている。
- ・飛騨の匠の高度な技術を受け継ぐ伝統的工芸品産業や建築業などにおいては、事業所数等の減少、従事者の高齢化や後継者不足が課題となっている。
- ・中小企業者等の持続的発展、AIやIoTをはじめとした最新技術の活用による生産性の向上などへの対応が大きな課題となっている。
- ・地域内には情報通信産業や企画・デザインなどに携わる人材が少なく、商品・サービスに関する競争力は低い状況にある。
- ・行政と事業者が連携して仕事と育児の両立に向けた取り組みなどの働きやすい環境づくりをすすめ、就労の促進を図るとともに、労働者の生活の安定化を図ることが求められている。
- ・産学金官や異業種の連携を促進することにより、大学や金融機関、異業種の知識や技術、経験、データなどを最大限に活用し、中小企業者等の経営改善や競争力を強化することが求められている。
- ・官民連携による事業承継や次代を担う後継者育成の取り組みの強化が求められている。
- ・消費者ニーズを的確に捉えた商品・サービスづくりのほか、時代を先取りした新商品・新サービスの開発による新たな需要の開拓、販路の拡大に取り組むことが求められている。
- ・事業者が海外展開しやすい環境を整えるため、事業者の海外展開に必要なノウハウ、国や地域によって異なる市場の状況などに関する情報、商談機会の提供などの取り組みが求められている。
- ・域外資本企業の市内の産業振興団体への参画・協力、景観への配慮、市内資金循環の促進、市内における雇用の確保など、域外資本企業との共生を図り、地域のブランド力向上に向けた連携強化が求められている。
- ・ITや企画・デザインなどのクリエイティブ人材の増加を図ることが求められている。
- ・起業しやすい環境を整えるとともに、商工業を支える人材の確保・育成が求められている。
- ・新分野への進出や国内外への販路拡大といった外的要因に影響されにくい経営体質づくりが求められている。
- ・飛騨牛をはじめ日本酒や家具、伝統的工芸品などの更なる販売を促進するために海外での宣伝活動の推進が求められている。

③ 観光

- ・観光産業、商業などの第3次産業では、外国人観光客の増加などにより観光客入込み者数は増加傾向にあったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、観光客入込み者数、観光消費額ともに大幅に減少している状況である。
- ・観光客入込み者数の減少に加え、人口減少や電子商取引の普及などにより、市内の卸売業や小売業などは依然として厳しい状況にあり、第3次産業の市内総生産額、事業所数、従業員数ともに減少傾向にある。

- ・観光客のニーズや価値観の多様化に対応したソフト・ハード両面による受入体制の充実、全国的な観光地間競争の激化に対応するためのターゲットを明確にした誘客宣伝の強化、北陸新幹線の延伸や道路交通網の整備などによる交通アクセスの向上に伴う滞在型・通年型の観光地としての魅力の向上が求められている。

(2) その対策

① 農林業

ア 過疎地域全体の対策

○担い手の確保

- ・新規就農への支援などにより、農林畜産業の担い手確保を図る。

○新たな技術の導入

- ・スマート農業など先端技術を活用した先進的な取り組みの促進を図る。

○事業・経営の効率化

- ・農地の集積・集団化などにより、効率的な農業生産基盤の構築と経営規模の拡大を図る。

○安全、安心で魅力ある食の産地づくり

- ・荒廃農地や耕作放棄地の再生・利用の促進などにより、農地の有効活用と多面的機能の維持を図る。
- ・被害防止施設の整備に対する支援や狩猟者・捕獲技術者の育成・確保などにより、鳥獣害防止対策の推進を図る。
- ・生産・加工・集出荷施設の整備に対する支援や農道・用排水路の改修などにより、農業生産基盤の強化を図る。
- ・賃貸型繁殖牛舎の整備に対する支援などにより、飛騨牛の供給の安定化と畜産業の担い手の育成を図る。
- ・家畜診療所の設置などにより、畜産業に対する支援体制の維持を図る。

○100年先の森林づくり

- ・森林境界の明確化などにより、長期的な視点に立った持続可能な森林経営の推進を図る。
- ・主伐後の再生林の促進や広葉樹施業の実施、林道、作業道などの林業基盤整備などにより、森林整備の推進を図る。

○市内資金循環の促進

- ・農業者と食品事業者の連携や学校給食における地域産品の活用などにより、地産地消の推進を図る。

イ 過疎地域毎の対策

○清見地域

- ・飛騨牛の生産地として、小鳥山牧場の活用や草地、牛舎や関連施設の整備などにより、生産性の向上と経営基盤の強化を図る。
- ・耕種農家における飼料米、飼料作物、WCS（稲発酵粗飼料）の生産や堆肥の有効活用などにより、耕畜連携の強化と資源循環型畜産業の推進を図る。
- ・農業の担い手への農地の集積・集団化やスマート農業の推進、大型機械などの導入などにより、農業の生産性の向上を図る。

- ・ 荒廃農地や耕作放棄地の再生などにより、農地の有効活用と多面的機能の維持を図る。
- ・ 新たに農畜産業を志す就農者の確保や後継者の育成などにより、担い手の確保、育成を図る。

○ 荘川地域

- ・ 森林の適正な管理と整備の推進により、森林の持つ水資源の貯留機能や浄化機能、大雨などによる急激な増水を抑える洪水緩和などの水源かん養機能の維持を図る。
- ・ 農業の担い手への農地の集積・集団化やスマート農業の推進、大型機械などの導入、繁殖牛舎整備や関連設備の導入などにより、農畜産業の生産性の向上を図る。
- ・ 荒廃農地や耕作放棄地の再生などにより、農地の有効活用と多面的機能の維持を図る。
- ・ 新たに農畜産業を志す就農者の確保や後継者の育成などにより、担い手の確保、育成を図る。

○ 久々野地域

- ・ 農業の担い手への農地の集積・集団化やスマート農業の推進、大型機械などの導入、繁殖牛舎整備や関連設備の導入などにより、農畜産業の生産性の向上を図る。
- ・ 荒廃農地や耕作放棄地の再生などにより、農地の有効活用と多面的機能の維持を図る。
- ・ 新たに農畜産業を志す就農者の確保や後継者の育成などにより、担い手の確保、育成を図る。
- ・ 林道、作業道などの林業基盤整備などにより、森林整備の推進と森林の多面的機能の維持を図る。

○ 朝日地域

- ・ 農業の担い手への農地の集積・集団化やスマート農業の推進、大型機械などの導入、繁殖牛舎整備や関連設備の導入などにより、農畜産業の生産性の向上を図る。
- ・ 荒廃農地や耕作放棄地の再生などにより、農地の有効活用と多面的機能の維持を図る。
- ・ 新たに農畜産業を志す就農者の確保や後継者の育成などにより、担い手の確保、育成を図る。
- ・ 耕種農家における飼料米、飼料作物、WCS（稲発酵粗飼料）の生産や堆肥の有効活用などにより、耕畜連携の強化と資源循環型畜産業の推進を図る。
- ・ 林道、作業道などの林業基盤整備などにより、森林整備の推進と森林の多面的機能の維持を図る。

○ 高根地域

- ・ 農業の担い手への農地の集積・集団化やスマート農業の推進、大型機械などの導入、繁殖牛舎整備や関連設備の導入などにより、農畜産業の生産性の向上を図る。
- ・ 荒廃農地や耕作放棄地の再生などにより、農地の有効活用と多面的機能の維持を図る。
- ・ 新たに農畜産業を志す就農者の確保や後継者の育成などにより、担い手の確保、育成を図る。
- ・ 夏山冬里方式での飛騨御岳牧場の活用により、飼育の省力化と飛騨牛の安定生産を図る。

○ 上宝・奥飛騨温泉郷地域

- ・ 農業法人や担い手への農地の集積・集団化やスマート農業の推進、大型機械などの導入などにより、農業の生産性の向上を図る。

- ・ 荒廃農地や耕作放棄地の再生、活用などにより、農地の有効活用と多面的機能の維持及び経営規模の拡大を図る。
- ・ 新たに農業を志す就農者の確保や後継者の育成などにより、担い手の確保、育成を図る。

② 商工業

ア 過疎地域全体の対策

○ニーズにマッチした働き方の実現

- ・ 働き方改革を実践する企業の育成などにより、仕事と生活の調和を図ることができる環境の整備をすすめる。
- ・ 外国人が働きやすく生活しやすい環境の整備をすすめる。
- ・ 男女共同参画社会の実現に向けた環境の整備をすすめる。
- ・ 障がい者の就労に関するスキルアップや雇用の促進を図る。

○仕事に誇りを持てる環境づくり

- ・ 産学金官連携の促進などにより、職業人材の育成・確保と業種を超えた交流機会の創出を図る。

○生活基盤の安定

- ・ 勤労者生活安定資金融資制度や地域経済懇談会での労働に関する課題の共有と議論を踏まえた取り組みにより、労働者の所得と生活の安定を図る。

○事業承継の推進

- ・ 商工関係団体、金融機関等との連携による事業承継の相談体制の充実や後継者がいない事業者と経営を志望する人材とのマッチングをすすめる。

○新たな技術の導入

- ・ 中小企業における新たな技術の導入の促進を図る。

○事業・経営の効率化

- ・ 機械導入や経営安定のための融資などにより、企業経営の安定と効率化を図る。

○ブランドコンセプトの共有

- ・ メイド・バイ飛騨高山認証制度のサービス部門への拡大などによる商品やサービスの品質・価値の向上と飛騨高山の強みを活かした商品開発の促進を図る。

○飛騨高山ブランドの発信

- ・ 海外や都市圏で開催される国際的な大会やイベント、見本市などでの地場製品のPR、多様な情報媒体を活用した情報発信を行う。
- ・ 都市部での情報発信拠点の設置などにより、新たな顧客や販路の開拓と飛騨高山ブランドの認知度の向上を図る。

○ものづくり産業の強化

- ・ 伝統的工芸品の宿泊施設や飲食店などでの利用促進などにより、購入意欲の向上を図る。
- ・ 飛騨高山の強みを活かした消費者に選ばれる商品開発と効果的な販売の促進を図る。
- ・ 商工会の活動支援や連携の強化などにより、経営相談体制の充実を図る。

○新産業の創出

- ・ 起業家を育成するインキュベーション施設の整備や創業後の継続的な支援などにより、起業・創業の促進を図る。

○地域経済構造分析の活用

- ・地域経済構造の継続的な分析を行う。
- ・事業者や関係団体などで構成される地域経済懇談会における議論の活性化と議論を踏まえた取り組みの推進を図る。
- ・新たな製品の開発や事業の展開などに向けた産学金官の連携の促進を図る。

○市内資金循環の促進

- ・国によるマイナンバーカードを活用した消費活性化策に同調した市内での消費喚起などにより、市内資金循環の促進を図る。
- ・市外資本企業の役割などを明確化し、地域の特性等を理解したうえでの立地や市内企業との連携、共生の促進を図る。

○市外依存産業の克服

- ・IT産業やクリエイティブ産業など多くを市外に依存している産業分野に係る関連企業の誘致と市内企業の成長促進を図る。
- ・都市部の企業によるサテライトオフィス設置の促進を図る。

イ 過疎地域毎の対策

○清見地域

- ・農業や観光、商工業などの産業と連携し、ブランド力のある飛騨牛の国内外への宣伝・販売の推進と産地競争力の強化を図る。
- ・農畜産物を活用した特産品開発などによる地場産品の高付加価値化と道の駅などでの販売促進を図る。

○荘川地域

- ・メイド・バイ飛騨高山認証産品である荘川そばや高原野菜などの魅力・価値の磨き上げや認知度の向上により、ブランド力の強化を図る。

○久々野地域

- ・果樹などを活用した特産品開発などによる地場産品の高付加価値化と道の駅などでの販売促進を図る。

○朝日地域

- ・地域で生産される農産物や地域の方がつくる木製品などの道の駅での展示、販売など新たな地場産品の発掘と磨き上げを図る。

○高根地域

- ・メイド・バイ飛騨高山認証産品であるタカネコーン、火畑そばなどの魅力・価値の磨き上げや認知度の向上により、ブランド力の強化を図る。

○上宝・奥飛騨温泉郷地域

- ・米、シイタケ、飛騨山椒などの魅力・価値の磨き上げや認知度の向上により、ブランド力の強化を図る。

③ 観光

ア 過疎地域全体の対策

○マーケティングの強化

- ・ターゲットを絞った戦略的な観光誘客と海外マーケティング調査などによる消費者ニーズに応じた販売戦略の推進を図る。

○観光まちづくりの推進

- ・奥飛騨温泉郷の魅力向上や山岳観光拠点としての機能強化などにより、滞在型観光地づくりの推進を図る。
- ・自然や文化などの観光資源を自転車で巡るサイクルツーリズムの実施などにより、地域の魅力を活かした新たな観光・交流の振興を図る。

イ 過疎地域毎の対策

○朝日地域

- ・冷涼な気候と豊かな自然環境を活用したキャンプや溪流釣りなどのアウトドアやスポーツなどによる観光・交流の振興を図る。

○高根地域

- ・高地の特性を活かした健康づくりをテーマにした観光ルートの設定などにより、観光・交流の振興を図る。
- ・歴史遺産を巡る観光ルートの設定などにより、地域の歴史と融合させた観光・交流の振興を図る。

○上宝・奥飛騨温泉郷地域

- ・登山道の維持管理や整備、5つの温泉地間の連携などにより、山岳と温泉を活用した滞在型観光地としての更なる発展を図る。

(3) 計画（事業計画）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1)基盤整備 ・農業 ・林業	<ul style="list-style-type: none"> ・農業施設等整備費助成事業 ・環境保全型農業推進事業 ・農業土木施設整備事業 ・県営土地改良事業 ・土地改良事業 ・繁殖牛舎整備費助成事業 ・家畜防疫衛生事業 	高山市	
		<ul style="list-style-type: none"> ・匠の家づくり支援事業 ・森林整備事業 ・林道管理事業 ・林道整備事業 ・分収造林整備事業 ・生活環境保全林管理事業 ・100年先の森林づくり推進事業 ・地籍調査事業 		
	(2)経営近代化施設 ・農業	<ul style="list-style-type: none"> ・スマート農業導入事業 ・営農推進対策事業 ・6次産業化支援事業 		
	(4)地場産業の振興 ・流通販売施設	<ul style="list-style-type: none"> ・道の駅等管理事業 		
	(5)企業誘致	<ul style="list-style-type: none"> ・企業誘致対策事業 		
	(6)起業の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・創業支援事業 		
(9)観光又はレクリエーション	<ul style="list-style-type: none"> ・観光施設運営事業 ・観光施設運営事業（特別会計） 			

		<ul style="list-style-type: none"> ・スキー場運営事業 ・奥飛騨温泉郷活性化事業 		
	(10)過疎地域持続的 発展特別事業 ・第1次産業	<ul style="list-style-type: none"> ・耕作放棄地対策事業 ・新規就農者等育成支援事業 ・農業制度資金等利子補給事業 ・中山間地域等直接支払事業 ・農業振興地域整備計画推進事業 ・農作物獣害防止対策事業 ・農村環境多面的機能向上事業 ・牧場運営事業 ・家畜診療所運営事業 ・繁殖雌牛導入支援事業 ・家畜人工授精事業 ・家畜改良推進事業 ・優良飛騨牛固定推進事業 ・林業担い手育成事業 ・森林づくり交流推進事業 		
	・商工業・6次 産業化	<ul style="list-style-type: none"> ・飛騨高山ブランド戦略推進事業 ・働き方改革推進事業 ・商工関係団体支援事業 ・伝統的工芸品産業等振興事業 ・商工会議所等助成事業 ・地域経済戦略事業 ・地産地消推進事業 ・消費活性化策事業 ・障がい者就労支援事業 ・中小企業新技術導入事業 ・中小企業融資事業 ・物産宣伝推進事業 ・地場産業振興事業 		
	・観光	<ul style="list-style-type: none"> ・地域特産物振興助成事業 ・観光案内所運営事業 ・魅力的な観光地づくり推進事業 ・海外戦略推進事業 ・観光宣伝推進事業 ・観光誘客推進事業 ・飛騨高山応援事業【再掲】 		
	・その他	<ul style="list-style-type: none"> ・事業承継支援事業 ・雇用促進事業 ・勤労者融資事業 ・国際交流事業【再掲】 ・男女共同参画推進事業 ・大学連携推進事業 		

(4) 産業振興促進事項

① 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
清見地域、荘川地域、久々野地域、朝日地域、高根地域、上宝・奥飛騨温泉郷地域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

② 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)、(3)のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

- ・公共施設等の配置や管理・運営については、高山市公共施設等総合管理計画に掲げる施設類型ごとの管理・運営に関する基本的な方針との整合を図りながら適切に実施する。

4. 地域における情報化



(1) 現況と問題点

① 地域における情報化

- ・本市では、CATV（ケーブルテレビ）や高速ブロードバンド通信網などの情報通信基盤が整備されている。
- ・日々進化する情報通信技術を、市民生活の利便性の向上や行政事務の効率化などに活かしていくことが求められている。
- ・将来都市構造を踏まえた情報ネットワークの構築による暮らしやすく利便性の高いまちづくりが求められている。

(2) その対策

① 地域における情報化

ア 過疎地域全体の対策

○情報のネットワークの強化

- ・情報通信に関する先端技術の活用をすすめる。

○良質な公共サービスの提供

- ・行政サービスのオンライン化などにより、公共サービスの利便性の向上と効率化を図る。

(3) 計画（事業計画）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(3)その他	・行政事務電算化推進事業	高山市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

- ・公共施設等の配置や管理・運営については、高山市公共施設等総合管理計画に掲げる施設類型ごとの管理・運営に関する基本的な方針との整合を図りながら適切に実施する。

5. 交通施設の整備、交通手段の確保



(1) 現況と問題点

① 交通施設の整備

- ・本市は、日本一広大な市域を有しており、市道の延長は1,863kmに及ぶことから、広大な市域の道路情報管理、道路の除雪など、道路環境の整備や将来的な市道の維持管理、更新に係る財源の確保が課題となっている。
- ・大規模災害など自然災害に強い道路の整備が求められている。
- ・都市圏との連絡を容易にする道路ネットワークの整備が求められている。
- ・将来都市構造を踏まえた交通ネットワークの整備による暮らしやすい利便性の高いまちづくりが求められている。

② 交通手段の確保

- ・高山市地域公共交通網形成計画により、市内の公共交通を確保しているが、公共交通機関のうち、鉄道の市内各駅での乗車人員や地域内での路線バス、自主運行バスの利用者数は一部を除き減少傾向にある。
- ・高齢化に伴い、自家用車など自らの移動手段を持たない高齢者の増加が予想される。
- ・今後も高齢者等の交通手段を確保するため、地域公共交通の維持が求められている。
- ・公共交通（鉄道・バス）の輸送力・利便性の向上が求められている。

(2) その対策

① 交通施設の整備

ア 過疎地域全体の対策

○交通と情報のネットワークの強化

- ・中部縦貫自動車道や国道41号など将来を見据えた広域交通網の整備の促進を図る。
- ・地域内道路の整備などにより、道路交通の利便性向上を図る。

イ 過疎地域毎の対策

○久々野地域

- ・国道41号の整備促進などにより、交通の利便性向上を図る。
- ・JR高山本線久々野駅や下呂市、愛知県へつながる国道41号、朝日地域、高根地域から長野県へつながる国道361号などを有する立地特性を活かし、市南部の拠点としての機能強化を図る。

○上宝・奥飛騨温泉郷地域

- ・平湯地区における交通拠点機能の充実などにより、観光をはじめとした市の東の玄関口としての機能強化を図る。

- ・中部縦貫自動車道、国道471号、県道国府見座線などの整備促進により、交通の利便性向上を図る。

② 交通手段の確保

ア 過疎地域全体の対策

○暮らしのセーフティネットの構築

- ・高齢者や運転免許自主返納者、公共交通機関の利用が困難な方が地域で暮らし続けられる移動手段の確保を図る。

○交通と情報のネットワークの強化

- ・のらマイカーや交通空白地有償運送の運行などにより、地域で暮らし続けられる移動手段の確保を図る。
- ・高齢者に対するバス年間乗車パスの発行や子どもの地域バス乗車料金の無料化などにより、地域公共交通の利用促進を図る。

イ 過疎地域毎の対策

○高根地域

- ・冬季高齢者集合住宅のくとい館の運営やたかね号（交通空白地有償運送）の運行などにより、高齢者が安心して生活できる環境の維持を図る。

(3) 計画（事業計画）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1)市町村道 ・道路	<ul style="list-style-type: none"> ・道路新設改良事業 ・道路河川等整備推進事業 ・道路橋りょう維持修繕事業 ・道路橋りょう管理事業 	高山市	
	・橋りょう ・その他	<ul style="list-style-type: none"> ・道路新設改良事業【再掲】 ・県営土木事業 ・中部縦貫自動車道等推進事業 ・道路台帳管理事業 ・道路清掃事業 		
	(8)道路整備機械等	<ul style="list-style-type: none"> ・除雪対策事業 		
	(9)過疎地域持続的 発展特別事業 ・公共交通	<ul style="list-style-type: none"> ・総合交通対策事業 ・外出支援事業 		

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

- ・公共施設等の配置や管理・運営については、高山市公共施設等総合管理計画に掲げる施設類型ごとの管理・運営に関する基本的な方針との整合を図りながら適切に実施する。

6. 生活環境の整備



(1) 現況と問題点

① 水道施設・下水道処理施設

- ・本市の上水道の普及率、下水道の整備率はともに約99%、生活排水処理率は約94%となっている。
- ・上水道については、施設の老朽化対策と防災機能の強化を図るとともに、給水人口・給水量の減少が想定される中で、安定した経営の維持が求められている。
- ・下水道については、施設の老朽化対策、統廃合を図るとともに、整備済み地区における未水洗化建物などに対する水洗化の普及が課題となっている。

② 廃棄物処理施設

- ・ごみの発生抑制やリサイクルの推進などのごみの減量化に向けた取り組みがすすめられているが、近年のごみの排出量は、ほぼ横ばいで推移している。
- ・ごみ埋立処分場跡地の適切な整備が求められている。

③ 火葬場

- ・老朽化した火葬場の老朽化対策などが求められている。

④ 防災・消防施設

- ・大規模災害発生時の広域連携体制など広域防災対策の強化が求められている。
- ・災害発生時の市民の避難行動の安全性や良好な避難所生活が確保できるよう防災体制の総合的な充実を図ることが求められている。
- ・高齢化社会の進展などにより、今後さらに救急出動件数が増加していくことが予想される。
- ・救急救命士の行える処置範囲の拡大・高度化などによる救急患者の生存率、社会復帰率の向上が求められている。
- ・救命用資器材の維持管理の充実を図るとともに、現場に居合わせた市民による応急手当を促すことが求められている。
- ・消防団員の高齢化や被雇用者の増加、消防団員数の減少などにより、特に過疎地域においては、消防団活動の維持が困難な状況となっている。
- ・消防団への加入促進や消防団活動の充実強化が求められている。
- ・消防団員の確保に向けた対策の強化とともに、自主防災組織などとの連携強化が求められている。
- ・独居世帯・老人福祉施設の増加が進む中、住宅防火対策の強化とともに法令遵守の徹底による火災などの予防が求められている。

⑤ 公営住宅

- ・市営住宅の需要と供給のバランスを考慮し、適切な配置をすすめることが求められている。

⑥ その他

- ・交通弱者の交通事故防止をすすめることが求められている。

(2) その対策

① 水道施設・下水道処理施設

ア 過疎地域全体の対策

○効果的な都市施設の整備

- ・健全な上水道事業の経営と水源水質の安全確保、管路や施設の長寿命化・耐震化、施設の統廃合をすすめる。
- ・下水道事業の経営の健全化と処理施設の耐震化、長寿命化や施設の統廃合をすすめる。

② 廃棄物処理施設

ア 過疎地域全体の対策

○効果的な都市施設の整備

- ・ごみ埋立処分場跡地の整備をすすめる。

○森と水、豊かな大地の保全、活用

- ・食品ロスの削減やごみの資源化などごみの減量化に向けた取り組みの推進により、環境に負荷をかけない循環型社会の形成を図る。

③ 火葬場

ア 過疎地域全体の対策

○効果的な都市施設の整備

- ・火葬場の適切な維持管理をすすめる。

④ 防災・消防施設

ア 過疎地域全体の対策

○日頃の防災対策の強化

- ・国土強靱化地域計画の推進や災害防止施設の整備、多様な媒体を使った災害情報の把握、伝達などにより、災害に強い安全なまちづくりをすすめる。
- ・地域防災リーダーの育成、地区防災計画の策定支援などにより、地域防災力の強化と市民の防災意識の向上を図る。

○発災時における対応の強化

- ・災害備蓄品の確保や備蓄倉庫の整備など避難所機能の充実を図る。

○様々なリスクへの対応の強化

- ・消防・救急体制の強化を図る。
- ・消防団員の処遇改善と消防団への加入促進を図る。

イ 過疎地域毎の対策

○高根地域

- ・活火山である御嶽山などにおける国や周辺自治体などと連携した火山防災対策などにより、安全性の向上を図る。

○上宝・奥飛騨温泉郷地域

- ・火山災害などを想定した防災訓練や防災教育、直轄砂防事業などにより、防災力の強化を図る。
- ・活火山である焼岳、乗鞍岳などにおける国や周辺自治体などと連携した火山防災対策などにより、安全性の向上を図る。

⑤ 公営住宅

ア 過疎地域全体の対策

○暮らしのセーフティネットの構築

- ・民間賃貸住宅を活用した市営住宅の設置など効率的かつ効果的な市営住宅の運営を行う。

⑥ その他

ア 過疎地域全体の対策

○様々なリスクへの対応の強化

- ・関係機関と協働・連携した交通弱者の交通事故防止や犯罪の未然防止を図る。

(3) 計画（事業計画）

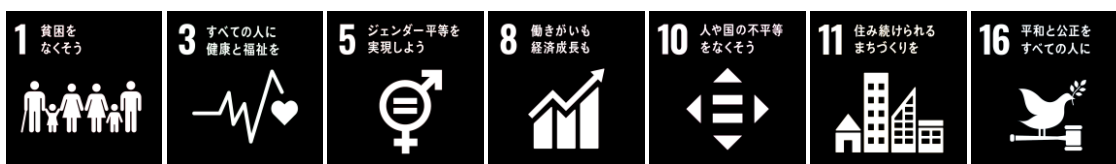
持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1)水道施設	<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設管理事業（企業会計） ・原水及び浄水施設整備事業（企業会計） ・配水施設拡張事業（企業会計） ・水道施設改良事業（企業会計） 	高山市	
	(2)下水道施設	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設管理事業（企業会計） ・下水道管きょ施設事業（企業会計） ・下水道処理場建設事業（企業会計） 		
	(3)廃棄物処理施設 ・ごみ処理施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ焼却処理事業 ・ごみ埋立処理事業 ・ごみ収集事業 ・資源化推進事業 		
	(4)火葬場	<ul style="list-style-type: none"> ・火葬場管理事業 		
	(5)消防施設	<ul style="list-style-type: none"> ・消防本部運営事業 ・消防署運営事業 ・警防事業 ・救急事業 ・消防施設整備事業 ・消防車両整備事業 ・消防水利施設整備事業 ・消防資器材整備事業 ・総合防災訓練事業 ・災害対策事業 		
	(6)公営住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅管理事業 		

	(7)過疎地域持続的 発展特別事業 ・公共交通 ・防災・防犯	<ul style="list-style-type: none"> ・総合交通対策事業【再掲】 		
		<ul style="list-style-type: none"> ・予防事業 ・消防団運営事業 		
	(8)その他	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物耐震対策事業 ・急傾斜地崩壊対策事業 ・生活環境保全事業 ・普通河川整備事業 ・交通安全推進事業 ・消費行政活動推進事業 ・交通安全対策事業 ・アスベスト対策事業 ・浄化槽整備費助成事業 		

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

- ・公共施設等の配置や管理・運営については、高山市公共施設等総合管理計画に掲げる施設類型ごとの管理・運営に関する基本的な方針との整合を図りながら適切に実施する。

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上・増進



(1) 現況と問題点

① 子育て環境の確保

- ・本市の合計特殊出生率は微減しており、若年者人口も減少傾向にあり、今後も少子化が進むことが見込まれる。
- ・子育てに対する保護者の不安や負担感の増加などから、幼児期の教育や保育、子育て支援に対するニーズが多様化している。
- ・核家族やひとり親家庭の増加、共働き家庭の増加や就労状況の多様化、地域でのつながりの変化などによる子どもと子育てを取り巻く環境が複雑化している。
- ・安定した保育を提供するため、保育士の確保や保育環境等の整備、多様化する保育ニーズへの対応が求められている。
- ・市民ニーズに対応した保育サービスの提供や質の高い幼児期の教育などのための環境の整備が求められている。
- ・核家族化の進行による子育ての孤立を防ぐため、身近で気軽に相談できる場所の充実や地域の支え合いによる子育ての推進、家庭内における仕事と子育ての両立の推進が求められている。
- ・出産や子育てについて喜びを共有するとともに、不安や負担を和らげ、地域全体で子どもを育む環境が求められている。
- ・発達障がいなど、子どもの発達に関する相談の増加などによる相談体制や支援が必要な子どもに対する在宅福祉サービスなどの体制の整備が求められている。
- ・子どもの学びや育ちの連続性を保持するため、保育園や小・中学校などの連携の強化が求められている。

② 高齢者等の保健及び福祉の向上・増進

- ・本市の高齢者人口は、令和2年に最も多くなり、その後緩やかに減少するが、高齢化率は上昇する見込みである。また、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加しており、介護などの支援を必要とする世帯の増加が予想される。
- ・本市の障がい者数については、身体障害者手帳の所持者は減少傾向であるが、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者は年々増加傾向にある。
- ・支援が必要な高齢者の日常生活を支える担い手として、地域住民やボランティア、元気な高齢者が参加しやすい環境の整備が求められている。
- ・一人ひとりが介護予防の重要性を認識し、高齢になっても出来る限り健康で自立した生活を送ることができるための取り組みを充実させることが求められている。
- ・障がい福祉サービスや介護サービス従事者の不足が課題となっており、人材の確保が求められている。

- ・障がい者の状況に応じた相談支援体制の充実と障がい福祉サービスの提供が求められている。
- ・障がい者の親亡き後の生活について、社会活動への参加や就労の場の確保など地域において住み続けられる環境の整備が求められている。
- ・障がいや認知症などにより判断能力が不十分な方の権利が損なわれることのないよう、権利擁護体制の充実が求められている。
- ・生活困窮者相談は増加傾向であり、生活困窮者の自立を促すための支援が求められている。
- ・心身ともに健康な生活を送ることができ、経済的に困難なときや身体等が不自由なとき、災害が発生したときなどにおいても、地域全体の支え合いによって安心して暮らし続けられる社会が求められている。

(2) その対策

① 子育て環境の確保

ア 過疎地域全体の対策

○担い手の確保

- ・保育の魅力をPRする保育のしごと見学会の実施などにより、保育の担い手確保を図る。

○地域全体での子育て環境の構築

- ・子育て支援センターやつどいの広場などを活用した子どもの遊び場の確保などにより、子どもが地域で健やかに育つ環境づくりをすすめる。

○喜びの共有と不安や負担の軽減

- ・母子健康包括支援センターの設置や子ども発達支援センターへの公認心理師の配置など、妊娠期から子どもが自立するまでの途切れのない支援体制の充実を図る。
- ・遠隔地へ通院しなければならない障がいがある子どもの経済的負担の軽減を図る。

○仕事と子育ての両立

- ・私立保育園の運営や整備に対する支援、公立保育園の整備などにより、良好な保育環境の提供を図る。
- ・一時保育、放課後児童クラブなど多様な保育サービスの提供により、仕事と子育ての両立が図れる環境の整備をすすめる。

② 高齢者等の保健及び福祉の向上・増進

ア 過疎地域全体の対策

○担い手の確保

- ・国や県と連携し、障がい福祉サービスや介護サービス従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化などにより、担い手の確保を図る。

○高齢者の技術・経験の活用

- ・定年の延長や再雇用の促進、シルバー人材センターへの支援、就労を希望する高齢者と企業が求める技術のマッチングなどにより、高齢者が働くことができる環境の整備と高齢者の生きがいづくりをすすめる。

○予防と早期発見、早期対応

- ・高齢者を対象とした保健事業と介護予防の連携の強化を図る。

- ・健康に対する市民意識の向上や心身の健康に関する相談体制の充実を図る。
- ・受動喫煙防止に向けた取り組みなどにより、たばこの健康被害の軽減を図る。

○安心して暮らしの保持

- ・総合相談窓口による総合的な相談支援体制の充実を図る。
- ・障がい者の地域生活を包括的に支援する基幹相談支援センターの設置・運営を行う。
- ・成年後見制度の普及・啓発や制度の利用支援、成年後見人となる人材の育成など、制度の利用促進を図る。

○暮らしのセーフティネットの構築

- ・外出が困難な高齢者に対する買い物などの生活支援を行う。
- ・生活困窮者の生活支援や相談体制の強化を図る。

○発災時における対応の強化

- ・障がいのある方や要介護状態の方、観光客、外国人など、誰もが安全に避難できる体制づくりをすすめる。

(3) 計画（事業計画）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上・増進	(1)児童福祉施設 ・保育所	<ul style="list-style-type: none"> ・公立保育園整備事業 ・保育施設等給付事業 ・児童遊園地管理事業 ・児童福祉施設整備費助成事業 	高山市	
	(3)高齢者福祉施設 ・老人福祉センター ・その他	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設管理事業 ・福祉センター管理事業 ・子育て住環境整備事業 		
	(5)障がい者福祉施設 ・その他	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者福祉センター運営事業 		
	(7)市町村保健センター及び母子健康包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・保健センター管理事業 		
	(8)過疎地域持続的発展特別事業 ・児童福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・公立保育園運営事業 ・つどいの広場運営事業 ・地域子育て支援センター運営事業 ・子どもにやさしいまちづくり推進事業 ・障がい児通所支援事業 ・放課後児童健全育成事業 ・私立保育所保育サービス支援事業 ・家庭児童相談室運営事業 ・子育て短期支援事業 ・養育医療給付事業 ・子ども医療費助成事業 ・母子父子家庭医療費助成事業 ・要保護及び準要保護等児童生徒援助事業 ・ブックスタート事業 		

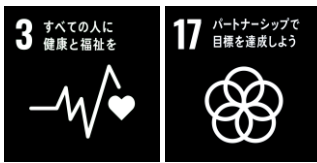
		<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援金給付事業 ・遺児激励金給付事業 ・児童手当給付事業 ・児童扶養手当給付事業 ・障がい児等体験学習事業 ・障がい児療育事業 ・障がい児居宅支援事業 ・私立保育所運営費等助成事業 ・事業所内保育施設運営費等助成事業 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者・障がい者福祉 	<ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材センター助成事業 ・介護人材確保事業 ・養護老人ホーム委託事業 ・高齢者在宅生活支援事業 ・高齢者いきがづくり推進事業 ・高齢者等住宅改造助成事業 ・成年後見制度利用促進事業 ・買い物支援事業 ・外出支援事業【再掲】 ・身体障がい者補装具等給付事業 ・更生医療等給付事業 ・障がい者生活支援事業 ・障がい支援区分認定審査事業 ・障がい者手当給付事業 ・障がい福祉サービス給付事業 ・地域生活支援事業 ・安全安心快適なまちづくり事業 ・障がい者住宅改造助成事業 ・自立支援給付等利用者負担助成事業 ・障がい者施策推進事業 ・重度障がい者医療費助成事業 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・結婚支援事業 ・被災者支援事業 ・こころの健康支援事業 ・感染症対策事業 ・健康づくり推進事業 ・健康診査事業 ・訪問指導事業 ・女性保護事業 ・総合相談支援事業 ・民生児童委員事業 ・地域福祉計画推進事業 ・生活保護給付事業 ・社会福祉協議会助成事業 ・社会福祉奉仕活動事業 ・戦没者追悼事業 ・畜犬登録事業 ・公衆衛生推進事業 		

	(9)その他	<ul style="list-style-type: none"> ・母子父子福祉推進事業 ・通園バス運行事業 ・災害対策事業【再掲】 		
--	--------	---	--	--

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

- ・公共施設等の配置や管理・運営については、高山市公共施設等総合管理計画に掲げる施設類型ごとの管理・運営に関する基本的な方針との整合を図りながら適切に実施する。

8. 医療の確保



(1) 現況と問題点

① 医療の確保

- ・ 医師の地域偏在・診療科別偏在の解消が全国的にも進まないことから、過疎地域の医療体制・医師確保が課題となっている。
- ・ 高齢化、生活習慣病の増加などに伴い、住み慣れた地域で必要な医療サービスを受けつつ、安心して自分らしく過ごす「生活の質」を重視する医療の推進が求められている。
- ・ 不足する診療科の医師の確保や在宅診療を担う医師及びスタッフの確保など地域性を考慮した医療体制の整備などが求められている。
- ・ 医療施設の老朽化に対応した施設整備が求められている。

(2) その対策

① 医療の確保

ア 過疎地域全体の対策

○担い手の確保

- ・ 医学生への修学支援などにより、地域医療の担い手確保を図る。

○地域医療の確保

- ・ 久々野、朝日、高根地域の国民健康保険診療所の体制見直しと中核となる南高山地域医療センターの整備をすすめる。
- ・ 郡上市、白川村とともに参画した医療連携推進法人の新たな仕組みのもとで、医療人材の確保・育成を図る。

イ 過疎地域毎の対策

○久々野地域

- ・ 南高山地域のセンター機能を有した診療所整備などにより、地域医療の確保と安心安全な生活環境の向上を図る。

(3) 計画（事業計画）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1)診療施設 ・ 診療所	・ 直営診療所運営事業（特別会計）	高山市	
	(3)過疎地域持続的発展特別事業 ・ 民間病院	・ 医療確保等支援事業 ・ 救急医療対策事業		

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

- ・公共施設等の配置や管理・運営については、高山市公共施設等総合管理計画に掲げる施設類型ごとの管理・運営に関する基本的な方針との整合を図りながら適切に実施する。

9. 教育の振興



(1) 現況と問題点

① 学校教育

- ・本市の過疎地域には、6の小学校、5の中学校があり、約800人の児童・生徒が学んでいるが、今後長期的に児童・生徒の減少が見込まれている。
- ・一人ひとりの安全・安心を確保し、いじめ・不登校をゼロにするためのより有効で継続的な取り組みを行うことが求められている。
- ・児童・生徒の多様な学習状況や教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を充実させ、確かな学力の定着や各機関の連携により継続した指導・支援の充実が求められている。
- ・学校施設等の老朽化対策や施設の複合化等の整備が求められている。
- ・児童・生徒の郷土に対する誇りと愛着の醸成が求められている。
- ・学校教育現場におけるデジタル化の推進など、教育の質の向上が求められている。

② 生涯学習・スポーツ

- ・自己の知識・技術を高める学習のみならず、まちづくりにつながる学習が求められるようになり、生涯学習に期待される役割が変化している。
- ・社会情勢の変化等に伴い、生涯学習による絆づくりや地域づくりに向けた体制づくりが求められている。
- ・図書館や公民館等が、生涯学習の拠点施設としての機能を果たすことが求められている。
- ・誰もが生涯にわたって学び、社会で活躍できる生涯学習の必要性が求められている。
- ・健康志向の高まりから、誰もが日常生活の中で無理なくスポーツに取り組むことができる環境の整備が求められている。

(2) その対策

① 学校教育

ア 過疎地域全体の対策

○生きる力の形成

- ・児童・生徒の健全育成に向けた小・中学校の運営と教職員の負担の軽減、学校と保護者、地域住民組織などが協働・連携するコミュニティ・スクールの推進を図る。
- ・いじめ問題に対する学校や保護者などとの情報共有やアドバイザー派遣による未然防止などにより、子どもが安心できる環境の整備と他者を思いやる気持ちを育む教育の推進を図る。
- ・電子黒板やデジタル教科書・タブレットの配置などにより、児童・生徒の情報活用能力の育成と教育の質の向上を図る。

- ・小・中学校の校舎、屋内運動場の長寿命化改修、スクールバスの更新などにより、安全で安心して学習することができる教育環境の整備をすすめる。
- ・学校給食センターの整備と学校給食における地域産食材の利用推進を図る。

○郷土に対する誇りと愛着の醸成

- ・郷土教育の推進により、地域への誇りや愛着の醸成を図る。

イ 過疎地域毎の対策

○荘川地域

- ・保育園や小学校、中学校の複合化整備による子どもの保育、教育環境の向上を図る。

② 生涯学習・スポーツ

ア 過疎地域全体の対策

○将来に対して夢と希望が持てる社会の構築

- ・子ども夢創造事業の実施などにより、子どもの夢や創造力を伸ばす学習機会の充実を図る。

○社会貢献活動の促進

- ・生涯学習の成果を地域づくりに活かす地域づくり型生涯学習の推進を図る。

○スポーツが身近となる機会の創出

- ・市民が気軽にスポーツを楽しむことができる機会の創出を図る。

(3) 計画（事業計画）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設 ・校舎 ・教職員住宅 ・スクールバス・ボート ・その他	・小中学校整備事業	高山市	
		・教員住宅管理事業		
		・スクールバス管理事業		
		・学校給食機器等整備事業 ・小中学校管理事業 ・教育機器整備事業		
	(3)集会施設、体育施設等 ・公民館 ・体育施設	・公民館管理事業 ・生涯学習施設等管理事業		
		・体育施設管理事業 ・体育施設整備事業		
(4)過疎地域持続的発展特別事業 ・義務教育 ・生涯学習・スポーツ	・教育研究所運営事業 ・小中学校運営事業			
	・スポーツ推進事業 ・郷土教育推進事業 ・文化芸術鑑賞事業【再掲】 ・成人式開催事業 ・青少年健全育成事業 ・生涯学習推進事業			

	・その他	<ul style="list-style-type: none"> ・図書教育推進事業 ・部活動支援事業 ・図書館管理事業 ・教育委員会事務局運営事業 ・家庭教育充実事業 ・放課後児童健全育成事業 【再掲】 ・特別支援教育推進事業 ・外国青年（外国語指導助手）招致事業 ・幼児教育支援事業 ・高等教育等支援事業 ・心の教育推進事業 ・総合計画推進事業【再掲】 ・学校給食運営事業 ・学校給食運営事業（特別会計） 		
	(5)その他	<ul style="list-style-type: none"> ・高地トレーニング強化拠点施設活用事業 ・通学路照明灯整備事業 		

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

- ・公共施設等の配置や管理・運営については、高山市公共施設等総合管理計画に掲げる施設類型ごとの管理・運営に関する基本的な方針との整合を図りながら適切に実施する。

10. 集落の整備



(1) 現況と問題点

① 集落の整備

- ・豊かな自然、美しい農山村景観の保全等を図るため、景観重点区域における景観保全活動の更なる促進が求められている。
- ・管理不全の空家等の発生が顕著になってきており、荒廃農地や耕作放棄地とともに対策の実施が求められている。
- ・中山間地域の冷涼な気候や急峻な地形などの地理的要因や地域資源を活かした土地利用が求められている。
- ・里山や緑地、農地などの自然と調和した住みよい住環境づくりが求められている。

(2) その対策

① 集落の整備

ア 過疎地域全体の対策

○将来都市構造を踏まえた土地利用の推進

- ・美しい景観と潤いのあるまちづくり条例に基づく規制・誘導を図る。
- ・地理的要因や地域資源、産業の立地など地域の特性を活かした土地利用の推進を図る。

○自然・歴史・農山村景観の保全、創出

- ・景観重点区域における景観保全活動の促進を図る。
- ・里山や緑地、農地の保全などによる自然や田園と調和した住環境の維持を図る。

○遊休資源の活用

- ・状態の良い空家等の有効活用及び老朽空家等の適正管理の促進を図る。
- ・荒廃農地や耕作放棄地の再生・利用の促進を図る。

イ 過疎地域毎の対策

○清見地域

- ・自然と山稜眺望が特に美しく、県立自然公園でもあり多くの観光客が訪れる清見せせらぎ街道景観重点区域において、街道景観の保全と活用を図る。

○荘川地域

- ・庄川と一色川の清流と白山の眺望、治郎兵衛のイチイやササユリ群生地、美しい畔、一色白山神社など豊かな自然と歴史ある建造物を有する荘川町一色惣則景観重点区域において、良好な農山村景観の保全を図る。

○朝日地域

- ・江戸街道沿いの南向きの集落が形成され、標高差を活かした眺望景観が美しい朝日町立岩景観重点区域において、良好な農山村景観の保全を図る。

○上宝・奥飛騨温泉郷地域

- ・豊富な自然と傾斜地の棚田が広がる上宝町長倉景観重点区域において、良好な農山村景観の保全を図る。
- ・無電柱化整備などにより、雄大な自然景観の創出と温泉地としての魅力向上を図る。

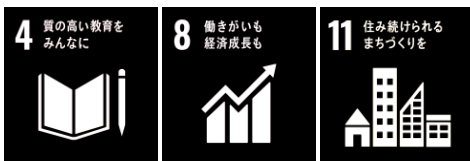
(3) 計画（事業計画）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的 発展特別事業 ・集落整備	・景観保全奨励事業 ・緑地保全推進事業	高山市	
	(3)その他	・無電柱化整備事業 ・空家等対策事業 ・公園管理事業 ・河川清掃事業 ・耕作放棄地対策事業【再掲】		

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

- ・公共施設等の配置や管理・運営については、高山市公共施設等総合管理計画に掲げる施設類型ごとの管理・運営に関する基本的な方針との整合を図りながら適切に実施する。

1 1. 地域文化の振興等



(1) 現況と問題点

① 地域文化の振興

- ・本市には、有形・無形の数多くの文化財、歴史を培ってきた歴史遺産や伝統文化があり、多くの市民が歴史文化に対して誇りを持っている。
- ・地域の祭礼行事や伝統芸能などの担い手不足が深刻化しており、伝統文化の継承が困難となることが懸念されている。
- ・先人たちが大切に守り育んできた多彩な歴史・文化的資源は、「飛騨高山」として知られる本市を特徴づける貴重な源泉の一つとなっており、歴史・文化的資源などに関する知識や保存意識を高めることが求められている。
- ・文化芸術は、人びとの暮らしに喜びや感動を与え、豊かな人間性や創造性を育てている。
- ・文化芸術活動を通じて人づくり、関係づくり、地域づくりを促進し、人びとの心の豊かさやまちの元気を創出することが求められている。
- ・人びとのつながりや互いに理解し尊重しあう心を育て、地域への誇りや愛着を醸成するなど、心の豊かさを実感し、活力ある地域社会を実現していく上でその重要度が高まっている。

(2) その対策

① 地域文化の振興

ア 過疎地域全体の対策

○担い手の確保

- ・伝統的な建築物や祭屋台の保存技術者の後継者育成などにより、伝統技術の担い手確保を図る。

○ブランドコンセプトの共有

- ・郷土に対する誇りと愛着の醸成、飛騨高山の魅力・価値の再認識と磨き上げの推進を図る。

○文化芸術が身近となる機会の創出

- ・文化芸術の継承と磨き上げ、新たな文化芸術の創造など市民の自発的な活動の促進を図る。

○歴史遺産・伝統文化の保存、継承

- ・伝統的な大工技術などを利用した建造物の修景整備の促進を図る。

○失われつつある民俗文化の保存

- ・維持、継続することが困難となる可能性がある風俗や習慣などの記録保存を行う。

○地域アイデンティティの形成

- ・地域が持つ自然や歴史、独特の文化や風俗、コミュニティなど人びとの営みの上に成り立つ地域資源の魅力の掘り起こしと活用により、地域プライドの醸成を図る。
- ・学校教育活動などにより、地域への誇りや愛着の醸成を図る。

イ 過疎地域毎の対策

○荘川地域

- ・「飛騨ん爺」や荘川桜の移植などの物語、歴史ある村芝居や荘川民謡、獅子舞などの伝統文化の保存、継承、活用を図る。

○久々野地域

- ・堂之上遺跡や小屋名しょうけ、有道しゃくしなどの歴史遺産、伝統文化の保存、継承、活用を図る。

○高根地域

- ・旧野麦街道や石仏などに関する学習機会の創出などにより、地域プライドの醸成を図る。

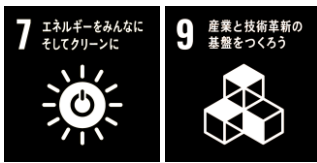
(3) 計画（事業計画）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(2)過疎地域持続的発展特別事業 ・地域文化振興	<ul style="list-style-type: none"> ・文化振興支援事業 ・文化芸術鑑賞事業 ・飛騨高山文化芸術祭開催事業 ・美術展覧会等開催事業 	高山市	
	(3)その他	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史遺産等保存活用事業 ・文化財保護事業 ・指定文化財保存修理事業 ・文化財施設管理事業 ・伝統的工芸品産業等振興事業【再掲】 ・飛騨高山ブランド戦略推進事業【再掲】 ・郷土教育推進事業【再掲】 		

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

- ・公共施設等の配置や管理・運営については、高山市公共施設等総合管理計画に掲げる施設類型ごとの管理・運営に関する基本的な方針との整合を図りながら適切に実施する。

12. 再生可能エネルギーの利用の推進



(1) 現況と問題点

① 再生可能エネルギーの利用の推進

- ・急峻な地形や豊富な温泉資源、農業用水などを活かした自然エネルギー活用を契機とした産業の振興が求められている。
- ・木質バイオマスの利用促進などによる自然エネルギー活用の推進が求められている。
- ・自然エネルギーの活用をさらに加速化させることなどにより、低炭素社会の形成に資することが求められている。

(2) その対策

① 再生可能エネルギーの利用の推進

ア 過疎地域全体の対策

○森と水、豊かな大地の保全、活用

- ・木質バイオマスの利用促進などにより、自然エネルギー活用の推進と低炭素社会の形成を図る。

イ 過疎地域毎の対策

○上宝・奥飛騨温泉郷地域

- ・急峻な地形や豊富な温泉資源を活かした小水力発電や地熱発電を契機とした産業の振興を図る。

(3) 計画（事業計画）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1 1 再生可能エネルギーの利用の推進	(3)その他	・自然エネルギー普及促進事業 ・地球温暖化対策事業	高山市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

- ・公共施設等の配置や管理・運営については、高山市公共施設等総合管理計画に掲げる施設類型ごとの管理・運営に関する基本的な方針との整合を図りながら適切に実施する。

13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項



(1) 現況と問題点

① その他地域の持続的発展に関し必要な事項

- ・過疎地域における地域づくり活動への住民の関心や参加率は高い状況にあるが、少子高齢化に伴う担い手不足が大きな課題となっている。
- ・地域住民の自主的・主体的な活動を支援し、特色ある地域づくりをすすめていくことが求められている。
- ・豊かな自然環境を次世代につなげるため、自然環境の維持・保全に対する市民意識の向上と活動の実践が求められている。
- ・国立公園や県立自然公園などの豊かで恵まれた自然環境を地域資源として守り活かすことが求められている。
- ・地域における植物や昆虫等の保護活動の継続的な実施や自然再生につながる環境活動などの取り組みをすすめることが求められている。
- ・予防的保全の観点から、老朽化した公共施設の適切な維持管理を行うとともに、計画的な更新を行い、将来の財政負担の軽減を図ることが求められている。
- ・利用者数が減少し、稼働率が低下する施設が発生することが見込まれるため、公共施設の保有量の適正化が求められている。
- ・民間の経営ノウハウの活用などにより、効果的な施設の運営やきめ細かい公共サービスを提供することが求められている。

(2) その対策

① その他地域の持続的発展に関し必要な事項

ア 過疎地域全体の対策

○地域課題の解決

- ・まちづくり協議会などが行う地域課題の解決に向けた活動に対する支援を行う。

○社会貢献活動の促進

- ・市民のボランティア活動への参加促進を図る。
- ・NPO法人などの市民活動団体の育成強化を図る。

○森と水、豊かな大地の保全、活用

- ・中部山岳国立公園活性化推進協議会の活動や飛騨山脈ジオパーク構想の取り組み、白山ユネスコエコパークの活動などにより、自然環境に対する市民意識の向上と地域の活性化を図る。
- ・特定外来生物の防除や原生林などの保護により、生物多様性の保全を図る。

○計画的な公共施設の管理

- ・公共施設等総合管理計画に基づく適正な公共施設の配置と効率的かつ効果的な管理・運営をすすめる。
- ・将来の財政負担(ライフサイクルコスト)を意識した計画的な公共施設の整備の推進を図る。

○良質な公共サービスの提供

- ・高根多目的センターの整備など公共施設の複合化・多機能化により、利便性の高い公共サービスの提供を行う。

○官民連携の推進

- ・民間事業者の資本やノウハウを活用した公共サービスの提供をすすめる。

イ 過疎地域毎の対策

○荘川地域

- ・ユネスコエコパークの理念である「自然と人の調和と共生」に基づき、白山ユネスコエコパークに認定されている地域全域での環境保護の推進と自然資源の有効活用を図る。
- ・山中峠のミズバショウ群落や国の絶滅危惧種アジメドジョウなど豊かで美しい森と水が育む貴重な自然環境の保全を図る。

○朝日地域

- ・枝垂れ桜、ミズバショウ、フクジュソウ、スズランなどの四季を彩る地域特有の植物の保全と活用を図る。

○高根地域

- ・御嶽山と乗鞍岳の麓である高根景観重点区域において、良好な自然景観の保全を図る。

○上宝・奥飛騨温泉郷地域

- ・飛騨山脈の麓の雄大な自然を有する奥飛騨温泉郷景観重点区域において、良好な自然景観の保全を図る。

(3) 計画（事業計画）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1 2 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		<ul style="list-style-type: none"> ・地域づくり活動支援事業 ・社会教育推進事業 ・市民憲章推進事業 ・市民活動支援事業 ・自然公園等管理事業 ・環境都市推進事業 ・生物多様性保全推進事業 ・生活環境保全林管理事業 【再掲】 <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等総合管理計画推進事業 ・総合計画推進事業 ・財産管理事業 ・庁舎管理事業 ・庁舎整備事業 ・公文書館管理事業 ・車両管理事業 	高山市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

- ・公共施設等の配置や管理・運営については、高山市公共施設等総合管理計画に掲げる施設類型ごとの管理・運営に関する基本的な方針との整合を図りながら適切に実施する。